

宮城県特別支援教育将来構想
実施計画(後期)【案】
(令和2年度～令和6年度)

令和 2 年 〇 月
宮城県教育委員会

目 次

I はじめに

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の構成
- 3 計画の期間
- 4 進捗管理

II 実施計画（前期）の振り返り

- 1 自立と社会参加
- 2 学校づくり
- 3 地域づくり

III 各学校等の現状と課題

IV 実施計画（後期）の取組の視点

V 具体的な取組

- 1 自立と社会参加
- 2 学校づくり
- 3 地域づくり

VI 実施計画（後期）の施策体系

I はじめに

1 策定の趣旨

本県では、障害のある児童生徒の教育を推進するため、平成27年から令和6年度までの10年間を計画期間とする「宮城県特別支援教育将来構想」（以下「特別支援教育将来構想」という。）を、平成27年に策定し、「障害の有無によらず、すべての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある多様な学びの場の中、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」という基本的な考え方の下に、教育環境の整備を進めてきました。

平成27年度からの5か年においては、前期5か年の実施計画に基づき、インクルーシブ教育構築に向けた学校教育法施行令の一部改正に伴う市町村教育委員会における教育支援体制づくりをはじめ、多様な教育的ニーズに応じた学びの場を実現するための特別支援教育コーディネーターによる相談体制の確立、一般就労を目指す軽い知的障害のある生徒に対し、職業教育を中心とした高等学園の新設を行いました。

一方で、切れ目のない支援体制の構築や、高等学校における通級による指導の拡充、仙台圏域の知的特別支援学校の狭隘化解消に向けた取組を推進しているところですが、課題の解消には至っていない状況もみられます。

このことから、前期5か年の取組の成果や新たに出てきた課題等も踏まえ、障害のある幼児児童生徒に対する教育の一層の充実を図るため、後期の実施計画を策定するものです。

2 計画の構成

この計画は、特別支援教育将来構想の基本的な考え方の下、実施計画（前期）の振り返りや各学校等の現状と課題等を踏まえながら、「自立と社会参加」、「学校づくり」、「地域づくり」の3つの目標毎に主な取組の内容や年次計画等を示しています。

3 計画の期間

特別支援教育将来構想の後期として、令和2年度から令和6年度までの5か年間を計画期間とします。

4 進捗管理

特別支援教育を着実に推進させるため、各事業に定性的・定量的な達成目標を設け、事業担当課において年度毎に自己評価を行います。また、特別支援教育将来構想審議会において、事業の実施状況等を把握しながら、適正な進捗管理を行っていきます。

なお、具体的な事業内容については、毎年度更新していきます。

Ⅱ 実施計画（前期）の振り返り

平成 27 年度に策定した特別支援教育将来構想で掲げる 3 つの目標と、目標の実現に向けた具体的な取組項目を抽出し、実施計画（前期）の 5 年間の成果と課題について振り返ります。

1 自立と社会参加

(1) 乳幼児（早期）からの支援体制の充実

① 乳幼児期からの専門的な教育相談・支援体制整備

主な取組

- ◇ 特別支援教育総合推進事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 発達障害者支援センター連絡協議会と合同による広域特別支援連携協議会を毎年 2 回開催しました。また、特別支援連携協議会や特別支援教育コーディネーター連絡協議会を通じて特別支援教育に関する組織運営や就学相談についての課題を共有することができました。

課 題

- ◇ 教育相談活動、研修活動、地域支援コーディネーター間の連携を図る活動により、各関係機関とのネットワーク構築が進んでいるものの、地域支援コーディネーターが培ったノウハウの活用方法を検討する必要があります。
- ◇ 乳幼児期（早期）から一貫した切れ目のない支援体制を構築するために、保健福祉を管轄する部門との更なる連携体制の充実が不可欠です。

② 市町村教育委員会における教育支援体制づくり

主な取組

- ◇ 就学相談活動支援事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 市町村教育委員会が適切に就学基準を判断できるよう、就学事務説明会、就学相談会、就学に関する研修会を通して、就学事務手続の方法等の普及を図りました。

課 題

- ◇ 市町村教育委員会において、担当者等の入れ替えによる取組の差が見られるほか、就学に関する専門性がうまく蓄積されていない傾向にあります。
- ◇ 今後改定を予定している新たな「教育支援の手引き」が適正に活用されるよう、就学事務の流れや改正点についての理解に向けた周知に努めることが必要です。

(2) 卒業後の心豊かな生活への円滑な移行を支援する体制の充実

① 多様な教育的ニーズに対応した教育活動や卒業後のサポート

主な取組

- ◇ 高等学園就労定着支援事業（平成 27 年度から令和元年度）

成 果

- ◇ 就労の定着と社会的な自立に向け、教育・福祉・労働等関係機関との連携を図り、「個別の移行支援計画」を活用した支援に取り組んだほか、高等学園においては、在校生や保護者のニーズに応じるため、卒業生と就労先の雇用担当者による事例発表やパネルディスカッション、サポートネットワーク会議を開催し、関係機関との連携を深めました。

課 題

- ◇ 「個別の移行支援計画」には、生徒本人だけでなく保護者の願い等を含めた情報が就労事業所等へ正しく伝わるような内容の充実に努める必要があります。

② 音楽、美術、体育等の文化スポーツ等に関する学習活動の充実

主な取組

- ◇ 特別支援学校文化祭事業（平成 30 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 特別支援学校の生徒が学習の成果を広く社会に発表する活動を通して、満足感や自己有用感を高め、社会の中で自らの力を発揮し、生かしていこうとする自信や意欲を育てることができました。

課 題

- ◇ 共生社会参加への基盤づくりに資する取組であることから、今後も継続すべく、内容の充実に努めていきます。

(3) 将来の自立と社会参加を目指した進路学習の充実

① 自立と社会参加に必要な支援の連携体制

主な取組

- ◇ 特別支援学校進路指導充実事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 生徒一人一人の卒業後の生活を見据え、地域の関係機関や福祉サービスを活用しながら、心豊かに生活ができるよう、各学校が生徒の実態に合わせた進路指導の強化に努めました。
- ◇ 宮城労働局を通じた就労先の開拓や雇用対策課と連携した「障害者雇用アシスト事業」による特別支援学校の見学会を実施し、事業所が学校を深く知ることで障害についての理解が深まり、新たな実習先や職場の開拓につながりました。

課 題

- ◇ 小学部段階から高等部卒業を見据えながら児童生徒の実態や発達段階に合わせ、働くための力を身につけることが重要であり、そのためには教員の指導力や人員体制及び施設面等の充実が必要です。
- ◇ 各学校では、移行支援会議による関係機関への引継や、就労先を訪問し必要に応じて卒業生の支援を行っていますが、進路指導及び就労支援体制の充実を図りながら就労の定着と社会的な自立に向け、地域の自立支援協議会の機能を活用するなど、地域や各関係機関とのさらなる連携体制の確立が課題です。

2 学校づくり

(1) 多様な教育的ニーズに応じた学びの場の実現

① 特別支援教育コーディネーターによる支援体制の確立

主な取組

- ◇ 地域支援推進事業（平成 27 年度～平成 29 年度）
- ◇ 特別支援教育総合推進事業（平成 30 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 教育相談及び支援に向けた専門性向上について、特別支援学校の地域支援コーディネーターを中心としたセンター的機能の活用を基本として取り組みました。
- ◇ 教育相談活動、研修活動、地域支援コーディネーター間の連携を図る活動へ対する理解は広がっており、利用者数は増加し各関係機関とのネットワーク構築も進んでいます。

課 題

- ◇ 新たに特別支援教育コーディネーターを担当する人材をどのように養成していくのか検討が必要です。

② 共に学ぶ教育環境づくり

主な取組

- ◇ 共に学ぶ教育推進モデル事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ モデル地域を指定し、各種専門家、指導主事、特別支援学校地域支援担当者等の派遣による支援体制の下、第 1 期（平成 27 年度から 3 か年）のモデル校 11 校、第 2 期（平成 30 年度から 3 か年）のモデル校（8 校）において、共に学ぶ教育環境の構築に向け、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、合理的配慮の蓄積、校内体制の整備等に関する実践事例を積み上げました。

課 題

- ◇ 第 3 期では、実践例をモデル校だけでなく近隣の小中学校へ波及させるような仕組みを取り入れることが必要です。
- ◇ 多様なニーズに応じた教育環境整備のために、市町村教育委員会が主体的に共に学ぶ教育の推進を進められる体制づくりが課題です。

③ 特別支援学級や通級の指導担当者による校内体制の構築

主な取組

- ◇ 教員の専門性・指導力向上（平成 27 年度～令和元年度）
- ◇ 共に学ぶ教育推進モデル事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 多様化する教育的ニーズに応えるため、特別支援学校専門性向上研修会や特別支援教育に関する研修会を通じて教職員の専門性の向上を図りました。
- ◇ 令和 30 年度から「共に学ぶ教育推進モデル事業」の実践を生かし、高等学校 2 校をモデル校に加え、巡回指導による通級指導を実践しており、教育課程を組んで指導するケースや放課後を利用して指導するケースなど、生徒の教育的ニーズや学校の実情に合わせて取り組むための校内体制を構築することができています。

課 題

- ◇ 高等学校の通級による指導や多様な教育的ニーズを的確に捉えた指導方法の工夫や拡充についてさらなる検討が必要です。
- ◇ 小・中学校の特別支援学級や通級による指導を受けている児童生徒についての「個別の教育支援計画」の作成が徹底されておらず、中学校・高等学校への引継体制が不十分です。

④ 医療的ケアを行う体制整備

主な取組

- ◇ 医療的ケア推進事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 平成 28 年度に「主治医指示書」の様式を改正し、医療的ケアの具体的な内容を分かりやすくしました。
- ◇ 平成 29 年度に「緊急マニュアル作成ガイドライン」を策定しました。
- ◇ 県立こども病院の医師の協力を得ながら「実践者研修会」を開催し、教員による医療的ケアそのものや、医療的ケアに対する理解の深まりにつながりました。

課 題

- ◇ 高度化・複雑化している医療的ケアの内容に応じた安心・安全な実施体制を維持することが必要です。
- ◇ 広報やホームページ等を活用した看護師募集を行い、不足の解消に取り組んでいく必要があります。

⑤ ICT 等の教材教具の充実

主な取組

- ◇ ICT 活用事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ ICT を活用した指導方法の工夫、充実を図るため、ICT を活用した特別支援学校スキルアップ事業を 8 校で実施し、生徒が将来的に社会に参画しやすくなるための力を養うことができます。
- ◇ 授業のすべてを ICT に置き換えるものではなく、従来の指導方法と併用しながら、ICT の活用が効果的な場面へ取り入れています。教材を大きく掲示することや動画・音声等の活用により、学習に対する興味や関心を高め、理解を助けるといった効果が表れています。また、教科書等の長文を板書する時間が削減でき、問題演習や言語活動、アクティブラーニングなどの他の学習活動の時間の確保に繋がっています。

課 題

- ◇ 新学習指導要領では、「児童がプログラミングを経験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けさせるための学習活動」が追加され、特別支援学校においてもプログラミング教育が実施されていることから、ICT 機器の活用状況と併せて成果と課題を引き続き検証する必要があります。

(2) 学習の質を高めるための教員の専門性向上

① 特別支援教育担当者の実践的指導力向上

主な取組

- ◇ 教員の専門性・指導力向上（平成 27 年度～令和元年度）
- ◇ 特別支援教育総合推進事業（平成 27 年度～令和元年度）
- ◇ 特別支援教育研修充実事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 総合教育センターにおける特別支援教育に関する研修（11 講座）を実施するほか、特別支援教育総合推進事業における専門性向上研修会（各校で毎年 1 回程度開催）、インクルーシブ理解研修会（県内 3 ブロックに分け、参加者総計 500 人程度）、地域支援在り方研究会等において大学等と連携を図っています。
- ◇ 特別支援学校では、専門向上研修会や外部専門家活用事業の活用により、専門性の向上が図られ、特別支援学校のセンター的機能として地域での教育相談や研修会の講師としての活用が進んでいます。

課 題

- ◇ 小・中学校及び高等学校においては、特別支援教育を担当する教員が替わる頻度が多く、培った専門性が組織に蓄積されない傾向にあります。
- ◇ 特別支援学校免許取得（H30 現在 73.5%、全国 79.7%）の促進を図っていきます。
- ◇ 特別支援学校の教員においては、校内の児童生徒への指導力は向上しているものの、地域の特別支援学級の児童生徒までは意識が向いていない傾向にあります。

② 特別支援学校のセンター的機能の充実・強化

主な取組

- ◇ 地域支援推進事業（平成 27 年度～平成 29 年度）
- ◇ 特別支援教育総合推進事業（平成 30 年度～令和元年度）
- ◇ 特別支援教育研修充実事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 平成 30 年度末の特別支援学校による訪問相談件数は 1,683 件であり、平成 28 年度の 1,220 件から 1.37 倍となっています。学校への来校・電話相談件数は平成 28 年度の 3,443 件から平成 30 年度は 4,335 件と 1.26 倍となっており、いずれも上昇傾向にあることから、特別支援学校のセンター的機能の活用が進んでいます。

課 題

- ◇ 新たに特別支援教育コーディネーターを担当する人材をどのように養成していくのか検討が必要です（再掲）。

(3) 学習の質・効果を高めるための環境整備

① 狭隘化への対応

主な取組

- ◇ 教育環境整備の推進（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 分校の設置により、名取支援学校、利府支援学校、小松島支援学校の狭隘化の緩和につながっています。また、小学校と隣接した分校では、学校行事や交流学习を通じて、自然な形でインクルーシブな教育が実践できています。

課 題

- ◇ 令和 6 年に仙台南部地区特別支援学校の開校を予定しています。その際、学区の大幅な見直しを行うことで狭隘化の解消を目指します。
- ◇ 第 2 期特別支援学校教育環境整備計画を見直し、閉校した学校等の利活用を検討しながら狭隘化解消に向けた対応を行う必要があります。また、統廃合を含めて各校のあり方を検討していきます。

② 高等学園の新設や収容定員の拡大の検討

主な取組

- ◇ 教育環境整備の推進（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 平成 28 年度に女川高等学園を開校したほか、岩沼高等学園川崎キャンパスを設置し、専門教科の指導を中心としたカリキュラムや、寄宿舎での生活を通じて社会参加や自立した生活を送ることができる生徒の育成を推進しています。

課 題

- ◇ 小牛田高等学園の募集定員増を見据えた教育環境の整備を行う必要があります。また、旧教育研修センター跡地を利活用した軽度知的障害のある生徒のための私立特別支援学校の設置に取り組んでいきます。

3 地域づくり

(1) 共生社会の実現を目指した理解促進

① インクルーシブ教育システムの理解促進

主な取組

- ◇ 特別支援教育の推進に向けた普及啓発（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 「共に学ぶ教育推進モデル事業」の第 I 期の成果について、共に学ぶ教育推進フォーラムを開催し、105 名の参加がありました。フォーラムでは、モデル校での実践例を紹介し、関係者へ情報を共有することができました。第 II 期では、他の校種や障害種も対象としており、特別支援学級や通級による指導についての具体的支援の実践例を集積しているところです。

課 題

- ◇ 教育現場に向けた理解啓発にとどまっており、障害のないすべての人へどのように理解啓発を推進していくか検討し、実施していく必要があります。

② 地域と共に学び合う交流及び共同学習の推進

主な取組

- ◇ インクルーシブ教育システム推進事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 平成 30 年度は特別支援学校の小中学部に在籍する児童生徒のうち 35.4% が参加しており、全国平均の 30% を上回っている状況にあります。また、前年度比で小学部は 2.9%、中学部は 4.9% の上昇が見られます。

課 題

- ◇ 今後は、特別支援学校だけでなく受入校の教育課程への位置付けを明確にし計画的な学習、遠隔教育と関連した学習等、学習内容の充実を図る必要があります。
- ◇ 中学校は教科制であり、特別支援学校の中学部生徒が通常の学級で学ぶことが難しいため、中学部の生徒の居住地校学習をどのように推進していくか検討する必要があります。
- ◇ 小・中学校では、就学から卒業後を見据えた学びの連続性に対する意識が薄い傾向にあります。

(2) 市町村教育委員会の支援充実

① 市町村教育委員会による適切な教育支援を行える体制の充実

主な取組

- ◇ 就学相談活動支援事業（平成 27 年度～令和元年度）
- ◇ 市町村教育委員会教育支援サポート事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 地域の特別支援コーディネーターが当該障害種の特別支援学校のコーディネーターへ接続することで、保護者や幼稚園等、学校がより専門的な助言が受けられるような体制が構築されつつあります。
- ◇ 特別支援学校の勤務を経験した退職教員が教育事務所や市町村教育委員会に配置され、指導助言及び支援の体制が強化されてきています。

課 題

- ◇ 各市町村の就学支援、学校間の接続を含め、特別支援教育に関する体制は十分とは言えず、さらなる充実を目指していきます。また、教育事務所の特別支援教育への関わり方を検討する必要があります。

② 市町村教育委員会職員の専門性向上

主な取組

- ◇ 就学相談活動支援事業（平成 27 年度～令和元年度）
- ◇ 特別支援教育総合推進事業（平成 27 年度～令和元年度）

成 果

- ◇ 就学事務説明会、就学の仕組みに関する研修会の開催により、市町村の就学支援に対する内容が充実してきています。
- ◇ 特別支援連携協議会において、各市町村の特別支援教育に関する組織運営や就学相談について協議し、課題を共有することができています。

課 題

- ◇ 市町村教育委員会の就学支援の取組に差がみられます。また、担当者に入れ替え等により就学支援の専門性がうまく蓄積されないケースもみられます。

Ⅲ 各学校等の現状と課題

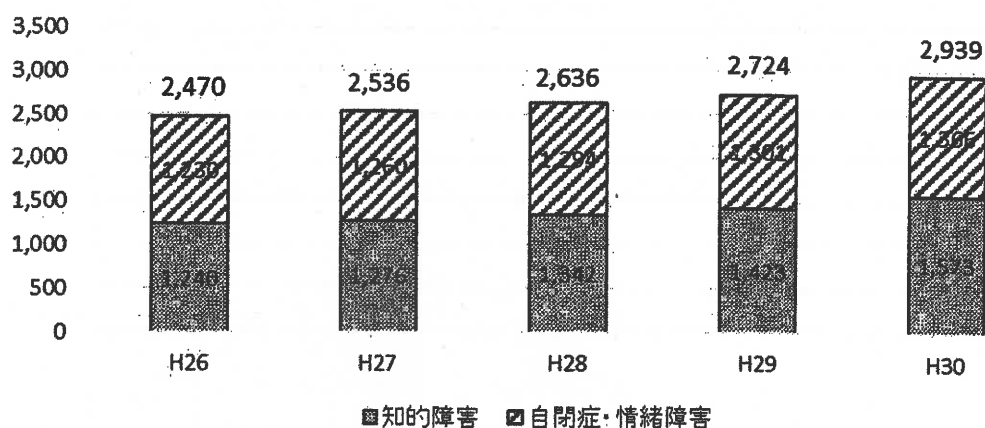
平成 19 年 4 月から「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、特別支援教育は、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施するものとされました。以下では、それぞれの学校種等における本県の特別支援教育についての現状と課題を整理しました。

1 小・中学校

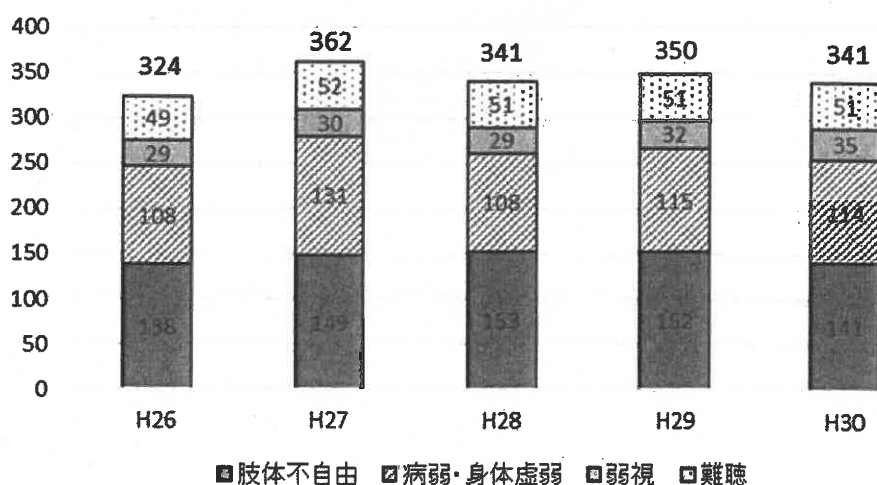
(1) 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移

県内の小・中学校における知的障害学級に在籍する児童生徒数は平成 30 年 5 月 1 日現在で 1,573 人、自閉・情緒障害学級に在籍する児童生徒数は 1,366 人であり、平成 26 年度と比較して約 20%の増加が見られ、少子化が進む中で特別支援教育が必要な児童生徒の増加が著しい状況にあります。一方、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴学級に在籍する児童生徒数は横ばいで推移している状況が見られるものの、小中学校における特別支援教育の取組を充実させることが求められます。

小・中学校における知的障害及び自閉症・情緒障害
特別支援学級に在籍する児童生徒数



その他の特別支援学級数の推移



(2) 専門性の蓄積

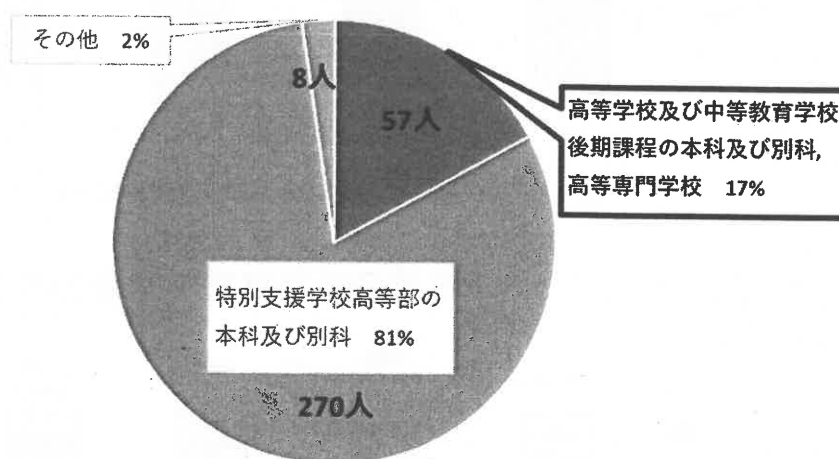
平成30年5月1日現在で、県内の小・中学校583校（仙台市立学校及び義務教育学校を含む）のうち、知的障害若しくは自閉症・情緒障害の特別支援学級を設置している学校は341校です。一方、弱視・難聴学級は、その障害の発症率が低いことから、設置している学校が少なく、また、弱視学級・難聴学級に在籍する1学級当たりの人数は1人程度であることが多い傾向にあります。さらに、小・中学校現場における教員の業務は多岐にわたるため、学校全体の業務バランスの関係上、弱視学級・難聴学級へは特別支援教育に初めて携わる教員や新規採用者、講師が担任を受けもつ場合が少なくありません。また、担任が毎年度替わるといったケースもあり、専門性が学校や地域に蓄積されにくいといった課題があります。

2 高等学校

(1) 特別支援学級卒業生徒の進学先

学校基本調査によると、平成30年度における中学校特別支援学級の卒業生335人のうち、270人が特別支援学校の高等部等へ進学しているものの、全体の17%に当たる57人が高等学校及び中等教育学校後期課程の本科及び別科若しくは高等専門学校（以下「高等学校等」という。）へ進学している状況がみられます。このような背景から、特別支援学校だけでなく、高等学校においても多様な教育的ニーズに対応する取組を検討する必要があります。

平成30年度特別支援学級卒業者の状況



(2) 通級による指導開始

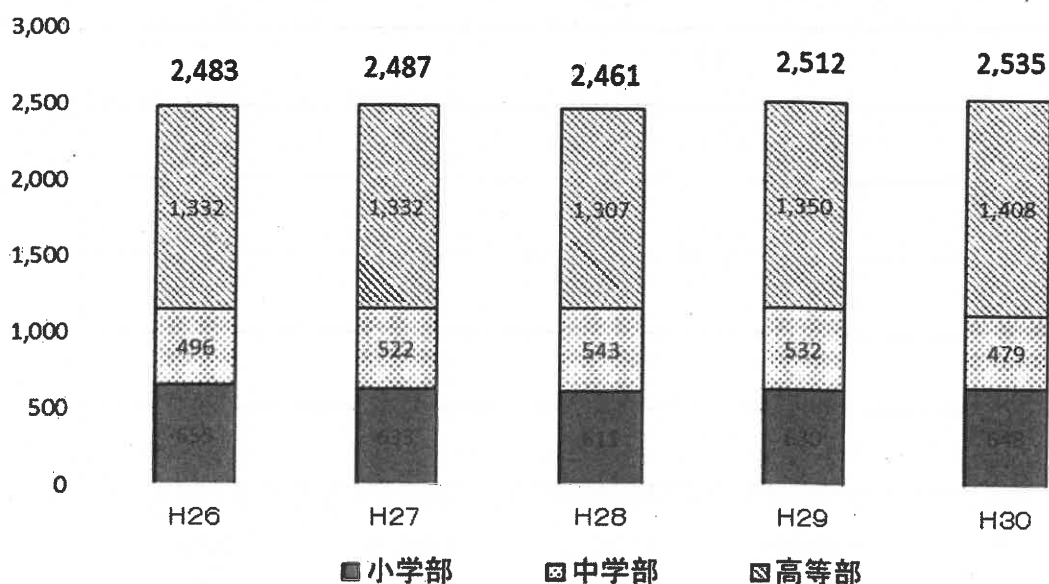
本県では、令和元年度から3つの高等学校において、通級による指導を行っています。

3 特別支援学校

(1) 児童生徒数の推移

県内の特別支援学校（県立以外を含む）全体の児童生徒数は平成 26 年度の 2,483 人から平成 30 年度は 2,535 人と微増傾向にあり、中でも、高等部においては、平成 26 年度の 1,332 人から 76 人増加し、平成 30 年度は 1,408 人となっています。一方で、小・中学部の児童生徒数はほぼ横ばいで推移している状況にあります。

県内特別支援学校における児童生徒数の推移



(2) 学部・学科の再編

児童生徒の障害の重度化・多様化や生徒の特性・進路等に応じ、また、社会経済の変化等も踏まえながら、各学校の在り方や学部・学科の再編を検討していかなければなりません。中でも、以下の理由から視覚支援学校と聴覚支援学校の学部・学科の見直しを行う必要があります。

視覚支援学校では、乳幼児教育相談や乳幼児教室（ゆうゆう広場）による早期支援に取り組んでいます。人の視覚から得られる情報は全体の 8 割以上と言われており、先天性の視覚障害乳幼児は、晴眼児と比べ、早い段階から発達の遅れが生じると考えられています。また、コミュニケーション等の二次的な障害も生じやすく、晴眼児との発達差が年齢を重ねるごとに広がる傾向にあることから、視覚障害児は、乳幼児期からの遊びや様々な体験活動を通して物の触り方や見分け方、空間認識能力を身につけ、視覚以外の情報収集能力を伸ばすことが重要です。さらに、38 都道府県（全体の 80.9%）に視覚障害者のための特別支援学校に幼稚部が設置されていますが、本県では設置していない状況です。こういった背景から、乳幼児期からの支援体制をより一層強化するための体制づくりに取り組んでいくことが大切です。

聴覚支援学校では、産業工芸科、機械システム科、被服科、理容科の4つの専攻科を設置しています。1学科当たり1クラスを設定し、1学年当たり32人を定員としているものの、在籍生徒数は毎年一桁台となっている状況です。また、高等部から専攻科へ進学している割合よりも、大学・短期大学への進学及び就職の割合の方が高い傾向にあります。このような状況を鑑み、高等部及び専攻科の学科再編の検討を進めていく必要があります。

聴覚支援学校における高等部卒業生の進路の状況

進路の状況	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
高等部卒業生の人数	15	11	7	8	9	5	7	7	10	5
上記のうち、専攻科への進学	5	4	1	3	1	1	1	1	3	1
割合	33.3%	36.3%	14.2%	37.5%	11.1%	20.0%	14.2%	14.2%	30.0%	20.0%

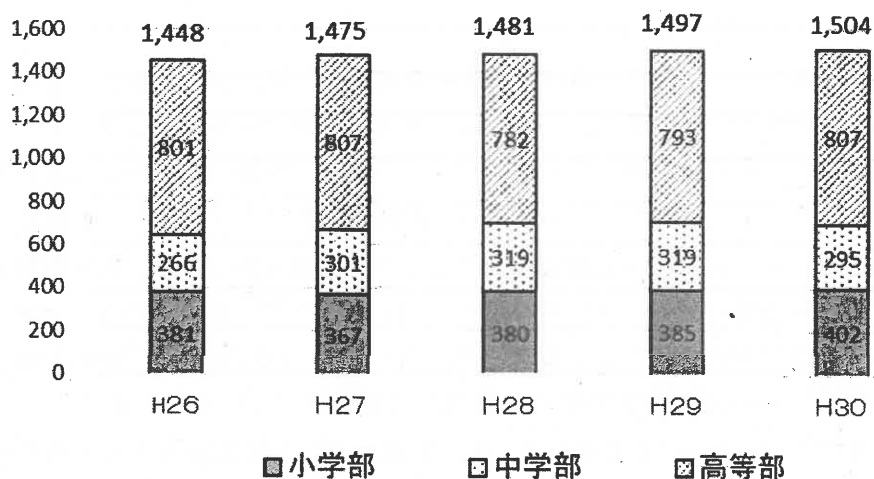
専攻科の在籍数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
専攻科1年生	0	5	4	1	3	1	1	1	1	3
専攻科2年生	2	0	5	3	1	3	1	1	0	1
合計	2	5	9	4	4	4	2	2	1	4

(3) 仙台圏域の知的特別支援学校の狭隘化の状況

仙台圏域の知的特別支援学校の児童生徒数については、平成18年度の1,029人から平成30年度は1,504人と約46%の増加が見られます。光明支援学校、名取支援学校、利府支援学校、小松島支援学校は常時200人を超える児童生徒が在籍し、その都度、仮設プレハブの建設や本来授業で使用する作業室などを教室に転換する等、受け入れ対応を行ってきました。しかしながら、受け入れ可能数を超えて児童生徒を受け入れており、教室の狭小化や給食必要数の供給不足などの問題が生じ、学校の安全運営に対するリスクが非常に高くなっていることが課題です。

こういった背景から、令和6年度に仙台南部地区特別支援学校を開校する予定としていますが、開校時期に合わせた通学区域の見直しが必要です。

仙台圏域知的特別支援学校児童生徒数の推移



4 就学前から学校卒業後まで

(1) 早期支援の体制

特別支援学校では、市町村教育委員会が発達障害を含めた障害のある子供たちに対する早期支援へ適切に対応できるよう、保育所や幼稚園等への巡回相談を受け付けています。平成30年度の県内の相談件数は922件で平成26年度の889件に比べ、3.7%上昇していることから、特別支援学校による早期支援へのニーズが高まってきています。

特別支援学校への早期支援相談件数

年度	H26	H27	H28	H29	H30
保育所	502	839	502	616	588
幼稚園	387	421	289	240	287
認定こども園	0	0	0	8	47
合計	889	1260	791	864	922

(2) 切れ目のない支援体制の構築

特別支援教育を効果的に推進するために、特別支援学校は様々な機関との連携体制を構築していくことが欠かせません。例えば、児童生徒の就学先は市町村教育委員会が決定しますが、市町村教育委員会が適切に就学基準を判断し、就学先を決定できるようにするためには、特別支援学校のセンター的機能の活用や県教育委員会が就学決定の具体例を示すなど、市町村教育委員会への支援体制を強化する必要があります。また、幼少期からの早期支援の必要性から保健福祉部門との情報共有、さらには、就労先の充実や卒業後を見据えた「個別の移行支援計画」による就労支援事業所等への引継が重要となります。同時に、障害のある子が障害のない子と共に成長し、地域の中で共生していくためには、保護者の理解はもちろんのこと、支援に対する地域の理解も必要です。

こういった多方面を巻き込んだ支援体制をどのように構築していくかといったことが特別支援学校の抱える課題の一つですが、各特別支援学校による取組だけでは困難であるため、県教育委員会が中心となり、切れ目のない支援体制のあり方を見直し、新たに構築していくことが求められます。その際は、教育部門と福祉部門について各相談機関の連携や各々が実施している研修を統合する等の具体的な連携体制を見据えることが必要です。

IV 実施計画（後期）の取組の視点

前章までは、実施計画（前期）での成果と各学校等の現状から、諸課題を整理してきました。特別支援教育においては、幼児期から学校卒業後の自立と社会参加を見据えた一貫した教育的ニーズを支援する体制づくりが求められます。また、障害のある者もない者も共に学ぶ仕組みを構築していくことで障害理解の啓発につながり、地域に根ざしたインクルーシブ教育を推進することができると考えます。これらを踏まえて、実施計画（後期）においては、次の3点を優先課題として取り組むこととします。

1 切れ目のない支援体制の確立

- 学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うため、個別の支援計画を作成し、本人・保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐことを徹底します。
- 幼児期からの早期支援を行うため、保健医療・福祉部門との連携体制の強化を図り、各相談機関において迅速に情報が共有される体制整備を目指します。
- 就学から就労まで、切れ目のない支援の体制づくりを目指します。
- 卒業後の就労先へスムーズにつなぐための個別の移行支援計画の活用と内容の充実を図ります。

2 多様な教育的ニーズに対応した教育環境整備の推進

- 小・中学校等の特別支援学級や通級による指導における特別支援教育の更なる充実を図ります。
- 知的障害の伴わない発達障害のある生徒等について、高等学校の通級による指導や多様な教育的ニーズを的確に捉えた指導方法の工夫や拡充に取り組みます。
- 視覚障害のある幼児への教育的支援を強化するため、視覚支援学校に幼稚部を設置します。
- 小・中・高等学校における教員の専門性向上に向け、総合教育センターにおける特別支援教育に関する研修内容の充実を図ります。

3 インクルーシブ教育システムの構築

- 特別支援教育に馴染みのない人にも特別支援教育への関わりや言葉の意味、考え方について、分かりやすく伝えていきます。
- 居住地校学習を行う際、特別支援学校だけでなく、受け入れる学校への教育的効果を明確化し、小・中学校のそれぞれの学習内容を充実させます。
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ教育環境づくりの実践例を蓄積するとともに、実践校以外にも広がりを持たせるために情報を発信していきます。

V 具体的な取組

特別支援教育将来構想で掲げる「自立と社会参加」、「学校づくり」、「地域づくり」の3つの目標の実現を目指し、具体的な取組と事業内容について示します。

1 自立と社会参加

優先課題	主な取組	事業名	主体	取組内容
○ 視点 1	就学相談活動への支援	就学支援審議会	特別支援教育課・市町村教委	障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学に係る教育支援に関する重要事項を調査審議する。 ・ 就学支援審議会の開催（年2回） ・ 専門事項の調査（年2回）
		障害児教育支援相談活動事業	特別支援教育課・市町村教委	障害のある児童生徒の就学先の適切な決定に向け、特別支援コーディネーターの派遣や障害児就学事務担当説明会及び研修会を開催するなど、積極的に市町村教育委員会を支援する。 ・ 障害児就学事務担当者説明会及び研修会の開催 ・ リーフレット「就学相談ガイド～よりよい就学のために～」の作成・活用 ・ 市町村教育委員会へ特別支援コーディネーター派遣
		教育相談調査研究等事業	総合教育センター（特別支援教育課予算）	幼稚園、保育所、学校等を定期的及び要請に応じて巡回し、教育相談を実施するほか、電話や来所での相談に対応する。 ・ 所員による定期巡回教育相談 ・ 要請教育相談 ・ 来所・電話相談
○ 視点 1	連携体制の確立	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課・県立特別支援学校・市町村教委・福祉関係	県内の教育行政、市町村教育委員会、保健・福祉行政の関係者、特別支援学校のコーディネーター等で構成される宮城県特別支援連携協議会を開催・運営し、県の特別支援教育について情報交換と課題の検討、研修会を行う。 ・ 宮城県特別支援連携協議会の開催（年2回）
	特別支援学校における進路指導充実	特別支援学校進路充実事業	特別支援教育課・県立特別支援学校	特別支援学校に在籍する生徒一人一人のニーズに応じた進路指導のため、進路指導主事の更なる資質の向上、関係機関によるネットワークの構築、就労後のケア、障害者雇用の理解啓発、地域支援等を行い、教育・福祉・労働等との連携を図る。 ・ 特別支援学校地域連携協議会（年1回） ・ 講演会（各特別支援学校が実施） ・ 進路支援研修会（年1回）
○ 視点 1	高等学園における就労定着支援		県立特別支援学校	学校卒業後の就労・生活支援への円滑な移行を見通し、関係機関等と連携して一人ひとりのニーズに応じた支援のための「個別の教育支援計画」の活用に取り組む。生徒の就労先を訪問し、就労定着を支援する。 ・ 個別の教育支援計画の作成・活用 ・ 就労した卒業生へのアフターフォロー
	文化スポーツ等に関する学習活動等の充実	宮城県特別支援学校文化祭事業	特別支援教育課・県内の特別支援学校	宮城県内の特別支援学校高等部及び高等学園の生徒の日頃の学習の成果を発表し、広く県民に紹介する機会を設け、生徒の満足感や自己有用感を高め、自信につなげる。 ・ 宮城県特別支援学校文化祭の開催（年1回）

2 学校づくり

優先課題	主な取組	事業名	主体	取組内容
○ 視点 3	共に学ぶ教育の推進	共に学ぶ教育推進モデル事業	特別支援教育課・県立特別支援学校・市町村教委・小中学校	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことで得られる教育的効果を明らかにし、広く理解啓発を図る。 <ul style="list-style-type: none"> モデル校による実践例の蓄積 共に学ぶ教育推進検討会 先進地視察
		居住地校学習推進事業	特別支援教育課・県立特別支援学校・市町村教委・小中学校	特別支援学校に在籍する児童生徒がそれぞれの居住地の小・中学校で学習活動を行うことにより、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。 <ul style="list-style-type: none"> 居住地校学習の実施 連絡会議の開催（年2回）
○ 視点 2	通級による指導の推進		特別支援教育課 義務教育課 高校教育課 市町村教委	障害のある児童生徒が小学校、中学校、高等学校において通級による指導を受けられる体制を構築する。 <ul style="list-style-type: none"> 学級担任と通級による指導担当教員の連携 小学校、中学校、高等学校での切れ目ない通級による指導の実施
	医療的ケアの推進	医療的ケア推進事業	特別支援教育課・県立特別支援学校	特別支援学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、必要な看護師を配置するとともに、医療的ケアコーディネーターを中心とした校内の医療的ケアの実施体制を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> 看護師の配置 教員に対する医療的ケアに関する研修会 医療的ケア運営会議
ICT機器の活用		特別支援学校プログラミング教育推進事業	特別支援教育課・県立特別支援学校	新学習指導要領に測り、特別支援学校におけるプログラミング的思考を育む効果的な教育手法について、モデル校で研究し、その成果を普及する。 <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に中学部への整備 令和3年度に高等部への整備
		県立学校ICT機器整備推進事業	教育企画室	全ての県立学校にICTを活用した学習環境を整備するとともに、ICTを活用した教員の学習指導力の向上を図り、児童生徒が情報化社会・グローバル社会において主体的に学び、考え、行動するみやぎの児童生徒の育成を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> プロジェクタ・タブレットPCの整備
		ICTを活用した特別支援学校スキルアップ事業	教育企画室	特別支援学校において、ICT機器の利活用を図ることにより、児童生徒の「自立」や「社会参加」を促進し、「地域貢献」や「地元企業での活躍」を目指す。 <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校2校程度で実施 研修会の実施（年2回） ICTコーディネーターの配置
○ 視点 2	教員の専門性・指導力の向上	特別支援教育総合推進事業	県立特別支援学校	特別支援学校教員の専門性向上のための研修会を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 各特別支援学校の実情に合わせた研修会の実施
		教職員免許法認定講習	教職員課	特別支援学校教員の専門性と総合性を確保するため、在籍校種に応じて、特別支援学校教諭普通免許状を有しない当該二種免許状の取得、当該二種免許状保有者の当該一種免許状の取得を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> 免許法認定講習開設
		研修研究事業	教職員課	子供たちに最適の学びを提供するため、資質能力等を向上させる各種研修事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 専門研修事業（特別支援教育に関する研修）の実施

優先課題	主な取組	事業名	主体	取組内容
○ 視点 2	教員の専門性・指導力の向上	特別支援教育研修充実事業	特別支援教育課	障害者の権利に関する条約で提唱された「インクルーシブ教育システム構築」のための教職員の専門性向上を目的とした研修会を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 特別支援教育コーディネーター養成研修 新担当者コース 2日間 小・中・高等学校コース 1日間×3か所 高等学校教員特別支援教育理解研修会 1回 ネットワーク構築担当者研修会 3日間
	教育環境整備の推進	障害児地域教育充実事業	特別支援教育課	特別支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、県立特別支援学校の小規模維持修繕等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 教室等整備事業
			県立特別支援学校	県立特別支援学校の狭隘化に対応するため、既存学校の余裕教室を活用した分校等の設置や仮設プレハブの改築を行う際に必要となる教材物品等の整備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 小牛田高等学園（仮設校舎整備に伴うもの）
		仮設校舎管理事業	特別支援教育課	県立特別支援学校の狭隘化に対応するため、仮設校舎を整備し、教育環境の改善を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 名取支援学校、利府支援学校、古川支援学校、小牛田高等学園の仮設校舎賃貸借
		教材整備事業	県立特別支援学校	県立特別支援学校における教材整備を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> 小・中学部の通常教材及び学校図書 高等部の通常教材及び学校図書 理科教育設備の整備
		校舎改築事業	施設整備課	老朽化の著しい県立特別支援学校について、計画的に建替・大規模改修等を行う。また、仙台圏域における知的障害特別支援学校の狭隘化の解消と、増加が見込まれる中学校特別支援学級卒業者の後期中等教育段階における学びの場を確保するため、令和6年度開校を目指し、仙台市太白区秋保地区に新たに特別支援学校を整備する。
○ 視点 2	県立特別支援学校の在り方の検証		特別支援教育課	特別支援学校の児童生徒数の推移や障害等の状況の変化、社会動向等を踏まえながら、学部・学科の再編も含め、各校の在り方を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> 視覚支援学校への幼稚部設置 聴覚支援学校高等部及び専攻科の学科再編の検討 学区再編、学校の統廃合を含めた各校のあり方の検討

3 地域づくり

優先課題	主な取組	事業名	主体	取組内容
○ 視点 3	インクルーシブ教育システムの構築	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課・県立特別支援学校	教育・福祉・労働・保護者等を対象とした、インクルーシブ教育システム構築の理解啓発に資するテーマによる研修会を開催する。 <ul style="list-style-type: none"> 県内3ブロックで各1回
		共に学ぶ教育推進モデル事業（再掲）	特別支援教育課・県立特別支援学校・市町村教委・小中学校	障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶことで得られる教育的効果を明らかにし、広く理解啓発を図る。 <ul style="list-style-type: none"> モデル校による実践例の蓄積 共に学ぶ教育推進検討会 先進地視察
		居住地校学習推進事業（再掲）	特別支援教育課・県立特別支援学校・市町村教委・小中学校	特別支援学校に在籍する児童生徒がそれぞれの居住地の小・中学校で学習活動を行うことにより、障害のある児童生徒が障害のない児童生徒と共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育む。 <ul style="list-style-type: none"> 居住地校学習の実施 連絡会議の開催（年2回）

優先課題	主な取組	事業名	主体	取組内容
	市町村教育委員会への支援	発達障害早期支援事業	特別支援教育課・市町村教委	<p>発達障害の疑いのある未就学児への早期支援や必要な合理的配慮が適切に提供されるよう、専門家派遣等を通じて、幼稚園、保育所等における相談活動を支援する。また、必要に応じて関係機関が連携し、適切な指導・支援を継続的に行うことができるシステムを明らかにしていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校コーディネーターによる地域支援 外部専門家の派遣 <p>(34市町村(仙台市を除く)県内市町村が対象)</p>
	特別支援教育の推進に向けた普及啓発	教育相談調査研究等事業	総合教育センター(特別支援教育課予算)	特別支援教育に対する理解・啓発を推進するため、県民を対象とした特別支援教育理解のための公開講座を行う。
		宮城県特別支援学校文化祭事業(再掲)	特別支援教育課・県内特別支援学校	<p>宮城県内の特別支援学校高等部及び高等学園の生徒の日頃の学習の成果を発表し、広く県民に紹介する機会を設けることにより、障害のある子供たちへの理解を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 宮城県特別支援学校文化祭の開催(年1回)
	特別支援教育の推進体制の整備	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課 県立特別支援学校	<p>特別支援学校が教育上の高い専門性を生かしながら、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮し、小・中・高等学校の相談等に適切に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域支援在り方研究会の開催(年2回) 特別支援学校のセンター的機能による相談対応